統計史料でみる昭和・平成期【その3】 +^{令和期}

奥積 雅彦 (総務省統計研究研修所教官)

平成7年~

	組織・統計調査その他の統計事業	関連事項
平成7年(1995)	1月 単身世帯収支調査開始 3月 統計審議会「統計行政の新中・ 長期構想」答申 10月 平成7年 国勢調査 実施 平成7年国勢調査のポスター	1月 阪神淡路大震災発生
平成9年平成10年	中风 / 中国另间直0/11人》	2月「申請負担軽減対策」(閣議決定) ※公表の早期化など 4月 消費税率5%に 5月「地方分権推進計画」(閣議決定) 平成7年国勢調査の記念切手 (筆者所蔵)
平成 11 年	10月1日 国勢調査 【写真】: 総務省統計局HP (国勢調査のあゆみ)	4月「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」(閣議決定) ※統計審議会は、法施行型審議会として存続
		4月「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本計画」 (閣議決定) ※民間委託の推進など 7月 地方分権一括法成立※機関委任事務の廃止
平成 12 年	4月 地方分権一括法の施行に伴い統計法施行令等で法定受託事務を規定) 10月 平成 12 年国勢調査実施 平成 12 年国勢調査のポスター 2000年10月1日 国勢調査 (写真】: 総務省統計局HP (国勢調査のあゆみ)	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

	T	
	組織・統計調査その他の統計事業	関連事項
平成 13 年	1月 総務省発足に伴い総務庁統計 局は <mark>総務省統計局</mark> に	1月 中央省庁再編 4月 情報公開法施行
平成 15 年	4月 独立行政法人統計センター発足 4月「統計行政の新たな展開方向」 (各府省統計主管部局長等会議申合せ)	5月 個人情報保護法施行 5月 行政機関個人情報保護法公布
平成 16 年		6月 骨太の方針 2004 11月 経済社会統計整備推進委員会設置 11月 統計法制度に関する研究会設置
平成 17 年	10月 平成 17 年 国勢調査 実施 平成 17 年国勢調査のポスター 数字から 明日の日本を 夢デザイン 2005年	4月 行政機関個人情報保護法施行 6月「政府統計の構造改革に向けて」(H17.6.10 経済社会 統計整備推進委員会(内閣府)) 6月 骨太の方針 2005 9月 統計制度改革検討委員会発足
平成 18 年	国 勢調査 10月1日 (写真]: 総務省統計局HP (国勢調査のあゆみ)	6月「統計制度改革検討委員会報告」(統計制度改革検討委員会(内閣府)) 6月「統計法制度に関する研究会報告書」(統計法制度に関する研究会) 7月 骨太の方針 2006 7月 公共サービス改革法施行
平成 19 年	5月 新統計法公布(60年振りの全面改正)	10月 新統計法の制定に伴い内閣府に統計委員会設置(基本的政策型審議会)
〇新統計法		平成 22 年国勢調査のポスター

梯附估下去

平成19年5月23日 水曜日 官 第4588号 第三節 健則(第二十八条)第三節 健則(第二十八条)第三章 調查票情報等の利用及び提供(第三十八条)第四章 調查票情報等の保護(第三十九条)第四章 調查票情報等の保護(第三十九条)第四十三条) 法律第五十三号 第 第 五章 (目的) 第一章 総則 統計法をここに公布する。 第二節 基幹統計 (第五条 第八条) 平成十九年五月二十二 第三款 地方公共団体又は独立行政法人等 第二款 一般統計調查(第十九条 第二十第二款 一般統計調查(第十九条 第二十三条) 名 罰則(第五十七条 第六十二条)雑則(第五十二条 第五十六条) 御 二十五条) 法 璽 内閣総理大臣 安倍 一年法律第十八号)の全部を 律 (第三条) 晋三 条 第

【画像】: 国立印刷局HP

【一口メモ】 ・新統計法では、オーダーメード集計サービス、 匿名データの提供に係る規定も創設 平成 21 年 公的統計の整備に関する基本的な計画(第1期)(閣議決定) 3月 7月 平成21年経済センサス-基礎調査実施 平成 22 年 10月 平成22年国勢調査実施 平成 23 年 東日本大震災 3月 平成 24 年 2月 平成24年経済センサス-活動調査実施 4月 政府統計の統一ロゴタイプ制定



【写真】:総務省統計局HP(国勢調査のあゆみ)

【一口メモ】 ・平成 22 年国勢調査の集計に際 し、大型コンピュータからオー プンシステムに移行



	組織・統計調査その他の統計事業	関連事項
平成 26 年	3月 公的統計の整備に関する基本的な計画(第11期)(閣議決定) 7月 平成26年経済センサス-基礎調査実施	4月 消費税率8%に
平成 27 年	10月 平成 27 年国勢調査実施 平成 27 年国勢調査のポスター 今を知り 明日を良くする 国勢調査 事成27年 10月1日 ② *** *** *** *** *** *** *** *** ***	【一口メモ】 ・平成 27 年国勢調査においてオンライン調査の全国展開
平成 28 年		4月 統計委員会、総務省に移管 12月「統計改革の基本方針」(経済財政諮問会議)
平成 29 年	4月 統計研修所、統計研究研修所に改称	5月 統計改革推進会議「最終とりまとめ」
平成 30 年 【一口メモ】 ・統計法の改正に	3月 公的統計の整備に関する基本的な計画 4月 統計データ利活用センター (和歌山市 6月 統計法の一部を改正する法律公布 より統計データの利活用促進、統計委員会の	内)を開設 センター 「画像」: 総務省統計局HP
平成 31 年、 令和元年 (2019)	令和元年経済センサス-基礎調査開始(甲調査:6月1日から翌年3月31日までの期間で実施、乙調査:6月1日現在で実施)	1月 統計業務の不適切事案発覚(毎月勤労統計ほか) 5月 改元 10月 消費税率 10%に
	6月 経済構造実態調査開始 (経済センサス-活動調査の実施年を除 く毎年6月1日現在で実施)	特殊切手「国勢調査 100 年」 (筆者所蔵)
	10月・11月 全国家計構造調査実施	国勢調査100年
令和2年	4月 総務省統計局統計作成支援室設置 6月 公的統計の整備に関する基本的な計画(第Ⅲ期)を改定(閣議決定) 10月 令和2年 国勢調査 実施	(青字: 新型コロナウイルス関連) 3月 東京オリンピック・ パラリンピック延期決定 4月 緊急事態宣言発出**
	査では、地域の実情に応じて、世帯と調査 非接触」の調査方法を導入 6月 令和3年経済センサス - 活動調査実施	1月 統計図書館コラム創刊 1月 一部の都府県に緊急事

84

1月 一部の都府県に緊急事

4月~ 一部の都道府県に緊 急事態宣言発出※※※

7月~ 東京オリンピック・

パラリンピック開催

態宣言発出***

※埼玉県・干薬県・東京都・神奈川県 (4/7-5/25)、大阪府・兵庫県 (4/7-5/21)、福岡県 (4/7-5/14)、北 海道 (4/16-5/25)、京都府 (4/16-5/21)、他の県 (4/16-5/14)
 ※※東京都・埼玉県・干業県・神奈川県 (1/8-3/21)、栃木県 (1/14-2/7)、岐阜県・愛知県・京 都府・大阪府・兵庫県・福岡県 (1/14-2/28)

※東京都 (4/25~6/20, 7/12~9/30)、大阪府 (4/25~6/20, 8/2~9/30)、京都府・兵庫県 (4/25~6/20, 8/20~9/30)、愛知県 (5/12~6/20, 8/27~9/30)、福岡県 (5/12~6/20, 8/20

~9/30)、北海道·広島県 (5/16~6/20, 8/27~9/30)、岡山県 (5/16~6/20, 8/27~9/12)、沖縄県 (5/23~9/30)、埼玉県・千葉県・神奈川県 (8/2~9/30)、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県 (8/20~9/30)、宮城県 (8/27~9/12)、岐阜県、三重県、滋賀県 (8/27~9/30) 9/13 現在